

# 秩父宮賜杯第57回全日本大学駅伝対校選手権大会

## 応援活動に関する注意事項

下記の注意事項を遵守し、応援活動を行うこと。下記の事項に違反した場合、次回大会以降の出場・応援活動を制限することがある。

### 記

1. 事前に申請をした大学応援団以外、集団応援や鳴り物を使用しての応援を禁ずる。  
申請した大学応援団は、コーンやトラバー等を解体せずに、事前の応援団会議で定めた場所を遵守すること。
2. 安全のため石垣や縁石等に上らず、応援は必ず歩道で行うこと。歩道から手や体の一部を出したり、のぼり等をコースへせり出したりの応援を禁ずる。
3. 車両（自動車・自動二輪車・自転車等）を使用しての応援および伴走と見られる応援を禁ずる。そのような行為をした場合は、審判長の裁定で出場チームを失格とすることがある。
4. 横断幕、のぼり、旗等をガードレールや橋など沿道公共物にくくりつけることは道路交通法違反であるため、一切禁ずる。
5. スタート地点前後30mでの大学名の入った横断幕、のぼり、旗等の掲出を禁ずる。
6. ゴール地点と各中継点付近、中継所付近の応援エリア、店舗の前では大学名の入った横断幕、のぼり、小旗等の掲出を禁ずる。協賛団体の掲示物はこの限りではない。
7. 大学名の入った小旗・パンフレット等を一般の観客に配布することを禁ずる。
8. その他、荷物の積み降ろし等は、役員・警備員の指示に必ず従うこと。

※各大学は後援会やOB等の関係者に本注意事項を周知させること。

全日本大学駅伝事務局